



就学援助のお知らせ

就学援助制度とは

福岡市教育委員会

市内の市立小・中学校に通学するお子さま、または、市内に居住し国・県立の小・中学校に通学するお子さまをもつ世帯のうち、**経済的な理由により、学校での学習等に必要な費用の支払いにお困りの世帯**に対して「就学援助制度」を設けています。

●給食費



●学用品費等



など

支援する制度です

★今年度より支給項目に「オンライン学習通信費」が追加されました。

★申請時に添付する書類（税証明、児童扶養手当証書）が原則不要となりました。

詳細は裏面「1. 就学援助の対象となる世帯 および 用意いただく証明書類」をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響など、特別な事情により今年になって収入が減少した方は、支援の対象となる場合がありますのでご相談ください

詳細は裏面「1. 就学援助の対象となる世帯 および 用意いただく証明書類」の「⑦」をご確認ください。

※ 就学援助の申請は毎年度必要です

※ 1月に入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、再申請の必要はありません。

支給項目・支給方法

支給項目	小学校		中学校		内容
	対象学年	支給額	対象学年	支給額	
給食費	全学年		全学年		請求・口座からの引落はありません。
学用品費等 (年額)	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月分から認定されている場合の金額です)
	2～6年生	15,500円	2, 3年生	27,310円	
入学準備金	1年生	51,060円	1年	60,000円	4月分から認定されている世帯のみ対象です。
修学旅行費	6年生		2年生		参加後に、各学校からの報告を元に支給します。支給は3～5か月後になります。 ※参加時点で就学援助受給中でないと対象となりません。 ※修学旅行費、校外活動費は支給上限額があります。
社会科見学費	5年生		—		
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全学年		全学年		購入後に各学校からの報告を元に支給します。支給は3学期末です。 ※購入時点で就学援助受給中でないと対象となりません。 ※支給上限額があります。
卒業アルバム代等	6年生		3年生		
体育実技用具費 (柔道着のみ)	—		全学年		支給要件に該当する世帯のみ各学期終了後に支給します。 ※支給要件は各学校にご確認ください。
通学費	全学年		全学年		
災害給付金	全学年		全学年		事実発生後に支給します。

支給項目	支給対象	支給金額	内容
オンライン学習通信費	自宅にオンライン学習のできる通信環境を備えている世帯 ※家庭でインターネット利用の契約し、オンライン学習の環境を備えている場合のみ支給されます(マンションで契約しているものも含まれます)	12,000円 (1世帯あたり)	市立学校に通う児童生徒の人数にかかわらず、 世帯ごと に左記の金額が支払われます。 申請後に新規で通信環境設置の契約を行った世帯については、契約月以降の金額を支給します。その場合、学校へ届出が必要となります 各学期ごとに3回に分けて支給します。 ※令和3年度1学期分については9月頃の支給予定です (左記は、4月分から認定されている場合の金額です) ※オンライン学習通信費の支給については令和3年度の予算成立をもって確定します

※ **給食費、オンライン学習通信費**は市立小中に通学する場合のみ支給されます
就学援助の対象となる方、申請の手続き等につきましては、裏面をご覧ください

1. 就学援助の対象となる世帯 および 用意いただく証明書類

生活保護を受けていないが、以下の要件のいずれかに該当する方（保護者全員が同一要件に該当する必要があります）

	要件	証明書類																														
①	令和3年1月1日以降に生活保護の廃止・停止を受けた方	生活保護 停止・廃止決定通知書																														
②	市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	原則として不要 ※課税基準日（令和2年度→令和2年1月1日、令和3年度→令和3年1月1日）に福岡市に住民票のある方のみ（注1.2）																														
③	国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は国民健康保険料 減免承認決定通知書等 (申請時に全額減免を受けていること)																														
④	職業安定所登録の日雇い労働者の方、又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等																														
⑤	ひとり親家庭などの児童扶養手当を受けている方	原則として不要 ※区域外就学等で福岡市外に居住している方で、児童扶養手当を受けられている方は居住地で発行される児童扶養手当証書のご提示をお願いします。																														
⑥	市民税所得割額と県民税所得割額の合算が、下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方	原則として不要 ※課税基準日（令和2年度→令和2年1月1日、令和3年度→令和3年1月1日）に福岡市に住民票のある方のみ（注1.2） (注1) 課税基準日に福岡市に住民票がない場合は、市県民税を証明する書類（課税所得証明書）のご提出をお願いします。 (注2) 税の申告が済んでいない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査することができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または各区役所で申告をしてください。 ※令和2年度の税額・・・令和元年中（平成31年1月～12月）の収入にかかる税額 ※令和3年度の税額・・・令和2年中（令和2年1月～12月）の収入にかかる税額 税額の確認方法（税証明書での確認方法）については、HPをご確認ください																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請時期</th> <th rowspan="2">税証明の年度</th> <th colspan="6">16歳未満のお子さまの人数および基準額</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年5月31日まで</td> <td>令和2年度</td> <td>99,800^円</td> <td>135,300^円</td> <td>170,800^円</td> <td>208,800^円</td> <td>244,300^円</td> <td>279,800^円</td> </tr> <tr> <td>令和3年6月1日以降</td> <td>令和3年度</td> <td>99,600</td> <td>135,100</td> <td>170,600</td> <td>208,600</td> <td>244,100</td> <td>279,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔16歳未満のお子さまの人数〕 ・令和2年度の場合…平成16年1月2日～令和2年1月1日までに生まれたお子さまの人数 ・令和3年度の場合…平成17年1月2日～令和3年1月1日までに生まれたお子さまの人数</p>	申請時期	税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額						1人	2人	3人	4人	5人	6人	令和3年5月31日まで	令和2年度	99,800 ^円	135,300 ^円	170,800 ^円	208,800 ^円	244,300 ^円	279,800 ^円	令和3年6月1日以降	令和3年度	99,600	135,100	170,600	208,600	244,100	279,600	
申請時期	税証明の年度			16歳未満のお子さまの人数および基準額																												
		1人	2人	3人	4人	5人	6人																									
令和3年5月31日まで	令和2年度	99,800 ^円	135,300 ^円	170,800 ^円	208,800 ^円	244,300 ^円	279,800 ^円																									
令和3年6月1日以降	令和3年度	99,600	135,100	170,600	208,600	244,100	279,600																									
⑦	上記①～⑥には該当しない（令和3年度の税額も基準を超えている）が、特別事情により、令和3年中（1月～12月）の収入見込が、認定基準以下と認められる方 ※ 令和3年1月から直近月までの収入等を基に、年間収入見込および想定税額を計算します。税額が基準を満たす場合、就学援助の対象となります。	令和3年度市・県民税を証明する書類（令和3年6月以降取得可能予定）及び収入が減少していることがわかる書類 等（詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください）																														

※ 証明書類は、原則として保護者である**父母2名分**が必要です（ひとり親家庭等の場合を除く）

お子さまを父母以外の方が扶養している場合、その方の証明書類も必要です

※ 証明書類の取得に時間を要する場合は、4月から通学予定の小・中学校、または教育委員会教育支援課までお早めにご相談ください。

2. 申請に必要なもの

(1) 上記に記載の証明書類

※証明書類は申請世帯ごとに一部ずつご用意ください。お子さまの人数分をご用意いただく必要はありません。

(2) 申請書（4月1日時点で15歳以上の同居親族全員の署名か押印が必要です）各小中学校で配布しています。また、福岡市HPからもダウンロード可能です。

(3) 通帳もしくはキャッシュカード

※前年度から継続して申請する場合で、前年度から振込先口座を変更しない場合は不要です。

3. 申請場所

「4月から通学予定の小中学校の事務室」

または「教育委員会 教育支援課（福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所11階）」

※小学校と中学校にお子さまがいる場合は、いずれか一方の学校で申請してください。

※国・県立の小中学校に入学予定、もしくは既に通っているお子さまがいいらっしゃる場合は、「教育委員会教育支援課」で申請してください。

4. 申請時期

申請時期	認定・支給
3/1（月）～5/31（月）	令和3年4月分から認定・支給
6/1（火）～7/30（金）	申請月分から認定・支給（ただし、要件2・6・7で申請し、令和3年度の課税額が基準を満たす場合のみ令和3年4月分から認定・支給）
8/2（月）～翌3/31（木）	申請月分から認定・支給

※上記にかかわらず、市外から転入された場合は、その前月以前の分は認定・支給されません。（転入前の市町村にご相談ください。）

5. 問い合わせ先

●●学校（TEL：092-●●●●-●●●●）

または 教育委員会教育支援課（TEL 092-711-4693）



福岡市HP（就学援助）はこちらより確認できます

※読み取れない場合は「福岡市 就学援助」で検索してください

